

福岡県自治振興組合負担金条例

昭和62年10月9日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、福岡県自治振興組合規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、福岡県自治振興組合（以下「組合」という。）を組織する市町村の負担金の分賦に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金)

第2条 規約第15条第3号に規定する関係市町村の負担金は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 研修負担金
- (2) 研修施設使用負担金
- (3) 市町村職員統一採用試験負担金

(負担金の額等)

第3条 前条各号に掲げる負担金を負担すべき団体及び負担金の額は、別表に定めるところによる。

(納入通知等)

第4条 組合の管理者（以下「管理者」という。）は、研修負担金及び研修施設使用負担金にあつては当該研修終了後、市町村職員統一採用試験負担金にあつては当該採用試験終了後、速やかに市町村別に当該負担金の額を決定し、関係市町村長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた市町村は、当該通知に指定した納期限までに当該通知に係る負担金を納入しなければならない。

3 前項の場合において、管理者は当該納期限までに納付できないことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、分割納付をさせることができる。

(負担金の減免)

第5条 管理者は、前2条の規定にかかわらず、財政事情その他特段の事由により負担金を納入することが著しく困難と認めるときは、負担金の額を減免することができる。

(負担金の端数計算)

第6条 前3条の規定により負担金の額を算定する場合において、その額に百円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成8年福岡県自治振興組合条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年福岡県自治振興組合条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年福岡県自治振興組合条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年福岡県自治振興組合条例第3号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

ア 研修負担金

負担すべき団体	負担金の額（円）	
研修生の所属する団体	研修費（研修生 1 人・1 日当たり）	2,600
	宿泊費（研修生 1 人・1 泊当たり）	1,300

イ 研修施設使用負担金

負担すべき団体	負担金の額					
	使用時間等 室名	9時 ～12時	13時 ～17時	9時 ～17時	17時 ～21時	1人・1 泊当たり
市町村職員 の研修 のために 研修施設 を使用す る団体	M20 研修室	3,000	4,000	7,000	4,000	
	M21 研修室	3,000	4,000	7,000	4,000	
	M22 演習室	900	1,200	2,100	1,200	
	M23 演習室	900	1,200	2,100	1,200	
	M24 演習室	1,200	1,600	2,800	1,600	
	M30 研修室	4,200	5,600	9,800	5,600	
	M31 演習室	1,500	2,000	3,500	2,000	
	M32 演習室	900	1,200	2,100	1,200	
	M33 演習室	900	1,200	2,100	1,200	
	会議室	900	1,200	2,100	1,200	
	講師控室		1,200	2,100	1,200	
	宿泊室					1,300
	講師宿泊室					2,600
	談話室	600	800	1,400	800	
	中研修室	3,600	4,800	8,400	4,800	
	大研修室	7,800	10,400	18,200	10,400	
和室会議室	5,100	6,800	11,900	6,800		
体育館	10,800	14,400	25,200	14,400		

ウ 市町村職員統一採用試験負担金

負担すべき団体	負担金の額（円）
（財）日本人事試験研究センターによる 市町村職員採用試験実施団体	実 費